

「飯豊町高齢者元気生活応援商品券」取扱事業者募集要項

1 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける高齢者及び事業者を支援するため、飯豊町高齢者元気生活応援商品券（以下「商品券」という。）を発行し、町内在住の高齢者の経済的な負担軽減を図るとともに、商品券による町内消費の促進により、町内事業者の経営支援を図る。本事業は、高齢者の生活支援と地域における消費喚起、地域経済の好循環の創出を目的とするものであり、商品券の取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）を募集するものである。

2 取扱事業者となる要件

飯豊町内に事業所又は店舗を有する法人又は個人事業主であって、次の誓約事項に同意する事業者であること。

<誓約事項>

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。
- ・特定の宗教・政治団体と関係しないこと及び業務の内容が公序良俗に反しないこと。
- ・飯豊町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団に所属し、又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められないこと。
- ・その他法令又は公序良俗に反していないこと。
- ・商品仕入れ等の事業上の取引及び事業者間の取引に商品券を利用しないこと。
- ・町が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- ・町のホームページその他広報媒体への掲載に同意すること。

3 登録申請方法

飯豊町高齢者元気生活応援商品券の取扱事業者となることを希望する事業者は、次の区分に応じて、登録申請をしてください。

（1）現在実施中の「飯豊町物価高騰対策生活支援商品券」の取扱事業者

令和 7 年度から令和 8 年度にかけて実施している「飯豊町物価高騰対策生活支援商品券」の取扱事業者については、本事業においても取扱事業者として継続登録を予定しています。

登録を希望しない場合は、令和 8 年 6 月 30 日（火）までに「登録辞退届」を提出してください。登録辞退届の提出がない場合は、継続登録の対象とし、7 月 31 日（金）までに取扱事業者登録証明書及び登録取扱店ポスターをお送りします。

なお、初回の換金請求までに「登録申請書（兼誓約書）」に必要事項を記入し、飯豊町健康福祉課に提出してください。

(2) 新たに登録を希望する事業者

「登録申請書（兼誓約書）」に必要事項を記入し、令和8年6月30日（火）までに飯豊町健康福祉課に提出してください。登録手続完了後、取扱事業者登録証明書及び登録取扱店ポスターをお送りします。

※令和8年7月1日（水）以降も登録申請を随時受け付けます。ただし、商品券発送時に同封する取扱事業者一覧に掲載できない場合があります。（町のホームページでは随時情報を更新します。）

4 商品券の概要

- ・発行総額：支給対象者1人あたり5,000円分
- ・商品券の額面：商品券1枚あたり1,000円
- ・利用期間：令和8年8月1日（土）から令和8年11月30日（月）まで

5 取扱事業者の業務

- ・商品券の利用期間内に商品券を持参した者に対し、記載金額に相当する商品又はサービスの提供を行うこと。額面に満たない利用の場合、釣銭は出さないこと。
- ・受け取った商品券は、再流通を防ぐため厳重に管理し、使用済みの商品券の裏面に取扱事業者名を記入すること。（ストアスタンプ可）
- ・商品券の利用期間中は、登録取扱事業者であることを示す登録取扱店ポスターを店頭が目立つ場所に掲示すること。
- ・取扱事業者が独自に商品券利用除外商品を指定する場合は、その商品を明示し、店頭が目立つ場所に掲示すること。

6 換金請求手続

指定の換金請求書に必要事項を記入・押印し、換金する商品券を添えて、飯豊町健康福祉課福祉室に提出してください。（飯豊町健康福祉センター内）

7 換金請求期間

- ・期間：令和8年8月3日（月）から令和8年12月18日（金）まで
- ・時間帯：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）

8 換金手数料

事業者負担なし

9 換金振込予定日

別紙のとおり

10 商品券の利用対象外となる物品・サービス商品等

- ・不動産又は金融商品
- ・たばこ
- ・商品券、プリペイドカードなど換金性の高い商品
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国や地方公共団体への支払い（税金、使用料、手数料、水道料金など）
- ・公共サービス（電気料、NHK受信料など）
- ・取扱事業者が指定する商品券利用除外商品

11 その他

- ・商行為を伴わない商品券の換金、商品券の利用範囲を逸脱する行為又は不正による商品券の利用が発覚した場合は、換金金額の全額を返還いただくほか、取扱事業者としての登録を取り消します。
- ・取扱事業者として登録された後に登録を辞退する場合は、それまでに取り扱った商品券の換金をすべて終えてから辞退届を提出し、町の承認を得てください。
- ・本要項は、今後変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【飯豊町高齢者元気生活応援商品券“取扱事業者募集”に関する問合せ】

担 当 部 署	飯豊町健康福祉課 福祉室
住 所	〒999-0604 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 3654-1
電 話	0238-86-2233
F A X	0238-86-2230
電 子 メ ー ル	i-fukushi@town.iide.yamagata.jp

(別紙)

換金振込予定日について

令和8年8月3日(月)から請求を受け付けます。【最終受付日：令和8年12月18日(金)】

	<u>換金請求期限</u> (健康福祉課提出期限)		振込予定日		備考
1回目	令和8年8月10日	(月)	令和8年8月18日	(火)	初回支払
2回目	令和8年8月21日	(金)	令和8年8月28日	(金)	
3回目	令和8年9月1日	(火)	令和8年9月8日	(火)	
4回目	令和8年9月11日	(金)	令和8年9月18日	(金)	
5回目	令和8年9月16日	(水)	令和8年9月28日	(月)	
6回目	令和8年10月1日	(木)	令和8年10月8日	(木)	
7回目	令和8年10月8日	(木)	令和8年10月16日	(金)	
8回目	令和8年10月21日	(水)	令和8年10月28日	(水)	
9回目	令和8年10月29日	(木)	令和8年11月6日	(金)	
10回目	令和8年11月11日	(水)	令和8年11月18日	(水)	
11回目	令和8年11月19日	(木)	令和8年11月27日	(金)	
12回目	令和8年12月1日	(火)	令和8年12月8日	(火)	
13回目	令和8年12月11日	(金)	令和8年12月18日	(金)	
14回目	令和8年12月18日	(金)	令和8年12月25日	(金)	最終支払